

まごころつながる終身保険2

【保険商品名称】 **¥ 円建て**：積立利率市場連動型一時払終身保険(保障選択型)、 **\$ 米ドル建て**：米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)

※この資料は、「積立利率市場連動型一時払終身保険(保障選択型)」と「米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)」の概要を記載しています。「まごころつながる終身保険2」はこれらの総称となります。

※この資料では、「ご契約のしおり・約款」の「基本型」を「シンプルプラン」、「連生保障型」を「リレープラン」、積立金の引出機能に関する特則の「特則積立金」を「積立金(特則)」と読み替えて記載しています。



- これらの商品はPGF生命を引受保険会社とする保険商品です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じる場合があります。
- この「商品概要書」は商品の概要を説明するための資料です。ご検討・お申し込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

シンプルプラン

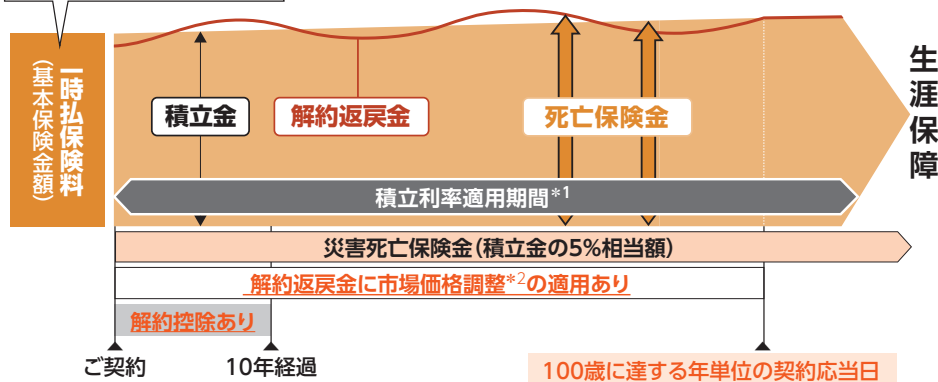
特徴

- 1 一生涯にわたり**死亡保障**を確保できます。
- 2 **健康状態や職業の告知なし**でお申し込みいただくことができます。
- 3 解約返戻金を柔軟に活用できます。
一括受取または年金受取ができ、要介護状態になった場合は介護終身年金としても受け取ることができます。
※年金受取および介護終身年金として受け取る場合、特約の付加が必要になります。くわしくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」等をご覧ください。

イメージ図

¥ 円建て

初期費用はありません。



■お支払いについて

死亡保険金

被保険者が死亡されたときに支払われます。

解約返戻金

解約(減額)されたときに支払われます。

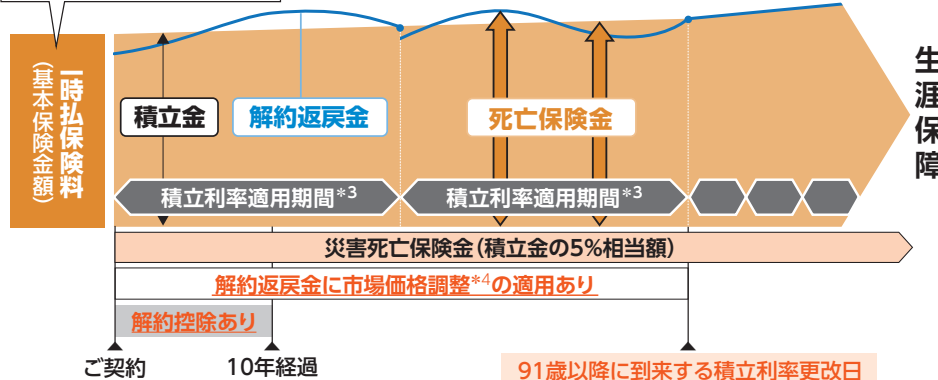
※ご契約から10年間は解約控除がかかります。また、ご契約から所定の期間は解約控除のほかに市場価格調整が適用されます。

災害死亡保険金

被保険者が不慮の事故等にて死亡されたときに支払われます。

\$ 米ドル建て

初期費用はありません。



※一時払保険料のお払い込み、保険金等のお受け取りは円でも可能です。

*1 契約日に設定された積立利率が終身にわたって適用されます。 *2 市場価格調整はご契約から100歳に達する年単位の契約応当日の前日まで適用されます。 *3 積立利率適用期間は、契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢により異なり、次の更改まで適用されます。 *4 市場価格調整はご契約から91歳以降に到来する積立利率更改日の前日まで適用されます。

リレープラン

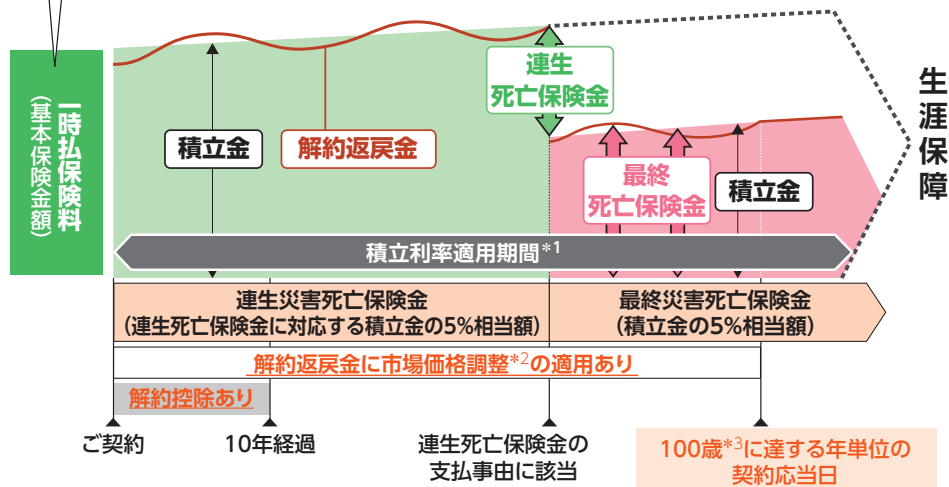
特徴

- 1 被保険者お二人の死亡保障を同時に確保できます。
- 2 連生死亡保険金割合を5~90%(1%単位)の範囲内でそれぞれ設定でき、連生死亡保険金の支払事由が生じる前までであれば変更することができます。
- 3 健康状態や職業の告知なしでお申し込みいただくことができます。

イメージ図

¥ 円建て

初期費用はありません。



■お支払いについて

連生死亡保険金 最終死亡保険金

被保険者が死亡されたときに支払われます。

解約返戻金

解約(減額)されたときに支払われます。

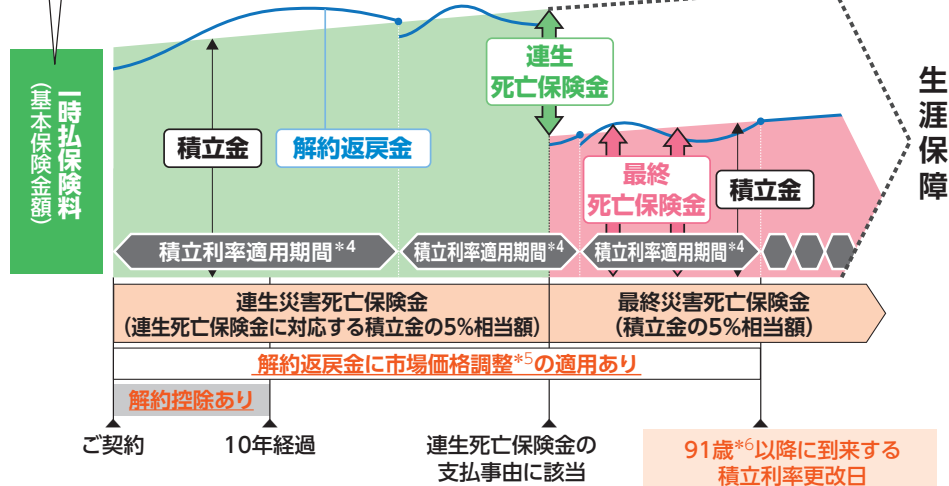
※ご契約から10年間は解約控除がかかります。また、ご契約から所定の期間は解約控除のほかに市場価格調整が適用されます。

連生災害死亡保険金 最終災害死亡保険金

被保険者が不慮の事故等にて死亡されたときに支払われます。

\$ 米ドル建て

初期費用はありません。



※一時払保険料のお払い込み、保険金等のお受け取りは円でも可能です。

*1 契約日に設定された積立利率が終身にわたって適用されます。 *2 市場価格調整はご契約から100歳(第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。)に達する年単位の契約応当日の前日まで適用されます。 *3 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。 *4 積立利率適用期間は、契約日または積立利率計算基準日における第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢により異なり、次の更改まで適用されます。 *5 市場価格調整はご契約から91歳(第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。)以降に到来する積立利率更改日の前日まで適用されます。 *6 第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。

\$ 米ドル建て 積立金の引出機能に関する特則を付加した場合

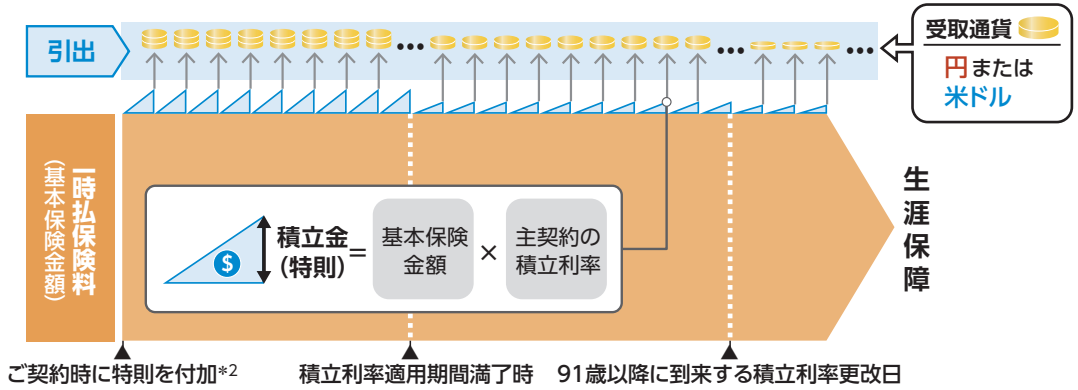
※ ¥ 円建てには付加できません。

- 契約日から1年経過後の契約応当日以降、積立金(特則)を解約控除・市場価格調整なしで受け取れます。
- ご契約時に「引出」か「積立」を選択でき、ご契約後に変更することも可能です。「引出」は、契約者は毎年積立金(特則)を受け取り、「積立」は積立金(特則)を積み立てておき、契約者のお申し出により任意のタイミングで受け取れます。*1
- 積立金(特則)額は、「基本保険金額 × 主契約の積立利率」となります。

シンプルプラン

(イメージ図)

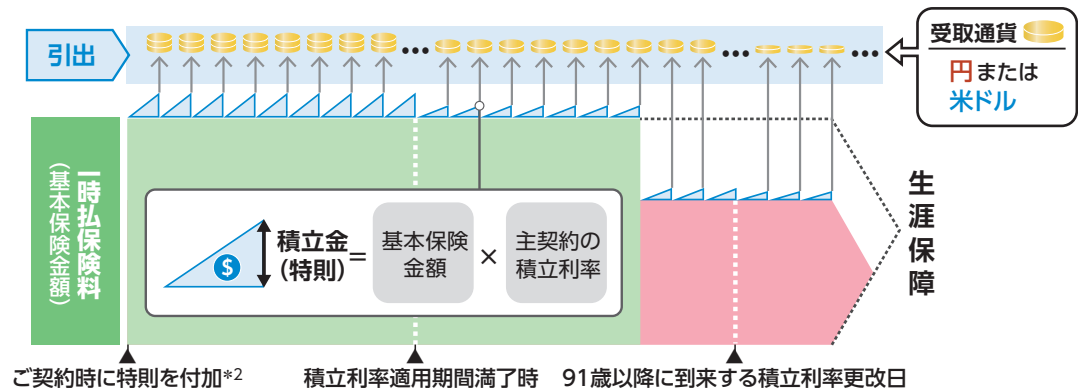
積立金(特則)を「積立」することも可能です。「引出」と「積立」を自由に変更できます。



リレープラン

(イメージ図)

積立金(特則)を「積立」することも可能です。「引出」と「積立」を自由に変更できます。



*1 積立金(特則)はPGF生命所定の利率で積み立てます。「積立」を選択された後に適用する利率は、主契約の積立利率とは異なり、多くの場合で主契約の積立利率より低くなります。なお、この利率は将来変更される場合があります。直近の利率については、PGF生命ホームページをご覧ください。

*2 ご契約時にこの特則を付加できますが、中途付加はできません。この特則のみの解約は、直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約のお申し出をされた場合に限りです。

※積立金(特則)のお受け取りは円でも可能です。積立金(特則)を円で受け取る場合は、為替相場の変動による影響を受け、お受け取りの都度、増減します。
 ※リレープランの場合、連生死亡保険金の支払事由に該当した場合、連生死亡保険金の支払時に積立金(特則)は加算されません。その後、最終死亡保険金の支払事由に該当した場合、最終死亡保険金に積立金(特則)を加算した金額が支払われます。

主な取り扱いについて

| プラン/通貨 | シンプルプラン | | リレープラン | |
|----------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------|------------------------------------|
| | ¥ 円建て | \$ 米ドル建て | ¥ 円建て | \$ 米ドル建て |
| 保険期間 | 終身 | | | |
| 契約年齢範囲 (被保険者の満年齢) | 60歳~90歳 | 15歳~90歳 | 60歳~90歳*1 | 15歳~90歳 |
| 解約返戻金 | あり | | | |
| 配当金 | なし(無配当) | | | |
| 最高保険料額*2 | 20億円 | 20億円*3 | 20億円 | 20億円*3 |
| 最低保険料額 | 300万円 | 3万米ドル (円換算払込特約付加時は 300万円) | 1,000万円 | 10万米ドル (円換算払込特約付加時は 1,000万円) |
| 取扱単位 | 1万円 | 100米ドル (円換算払込特約付加時は 1万円) | 1万円 | 100米ドル (円換算払込特約付加時は 1万円) |
| 付加できる主な特約 | 指定代理請求特約/介護年金移行特約/保険金等の支払方法の選択に関する特約 | | | |

*1 一方の被保険者の年齢が60歳~90歳であれば、もう一方の被保険者は50歳から加入いただけます。 *2 同一の被保険者に対し、積立利率更改型一時払終身保険、積立利率更改型一時払終身保険(19)、米ドル建積立利率更改型一時払終身保険(保障選択型)、積立利率市場連動型一時払終身保険(保障選択型)に複数のご契約がある場合、通算して判定します。シンプルプランの場合、基本保険金額が通算対象額となります。リレープランの場合、基本保険金額に90%を乗じた額が、第一被保険者、第二被保険者それぞれの通算対象額となります。 *3 契約日の指定銀行のTTMで円換算し判定します。

必ずご確認ください事項

●為替リスクについて (\$ 米ドル建て)

米ドル建て商品において、保険料を円でお支払いいただく場合、または保険金等を円でお受け取りいただく場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお支払いいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

●市場金利変動リスクについて (¥ 円建て / \$ 米ドル建て)

これらの保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行うことから、解約返戻金は増減します。また、契約日から10年未満に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

※積立金の引出機能に関する特則が付加されたご契約で、積み立てた積立金(特則)がある場合、積立金(特則)については解約控除・市場価格調整の適用はありません。

●ご契約にかかる費用について

本商品にかかる諸費用は ¥ 円建ての場合 ①～③、\$ 米ドル建ての場合 ①～⑥ の合計額となります。

① 積立利率を設定する際にかかる費用 (¥ 円建て / \$ 米ドル建て)

積立利率を設定する際に、PGF生命が定めた利率(所定の期間における指標金利の平均値に、米ドル建ての場合は最大1.5%、円建ての場合は0.7%を増減させた範囲の利率)から、災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用として米ドル建ての場合は1.3%、円建ての場合は0.43%を差し引きます。

※米ドル建てについては、契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢*が91歳未満の場合の算出方法を記載しています。積立利率計算基準日における被保険者の年齢*が91歳以上の場合は、積立利率に会社所定の利率を適用するため、積立利率の設定のたびに費用が変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。(円建ての場合、年齢範囲による差異はありません。)

*リレープランの場合、第一被保険者または第二被保険者のいずれが高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。

② 年金、および介護年金受取期間中にご負担いただく費用 (¥ 円建て / \$ 米ドル建て)

年金開始日(または第1回介護年金支払日)以後、受取年金額に対して1.0%(2026年4月現在)を年金支払日に積立金額より控除します。

③ 解約(減額)の際にご負担いただく費用 (¥ 円建て / \$ 米ドル建て)

契約日から10年未満の場合、解約(減額)する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

④ 保険料を円でお支払いいただく場合の費用 (\$ 米ドル建て)

為替レートと仲値(TTM)との差額は為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。(PGF生命所定の為替レート 2026年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)

⑤ 保険料を米ドルでお支払いいただく場合、保険金・積立金(特則)等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用 (\$ 米ドル建て)

リフティングチャージ等の諸手数料、PGF生命の口座に送金するための送金手数料およびPGF生命からご契約者(後継契約者を含む)または受取人の口座に送金するための送金手数料をご負担いただく場合があります。

※クーリング・オフ等の理由で受け取る場合も同様です。

⑥ 保険金・積立金(特則)等を円でお受け取りいただく場合、介護終身年金へ移行した場合の費用 (\$ 米ドル建て)

為替レートと仲値(TTM)との差額は為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。(PGF生命所定の為替レート 2026年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)

募集代理店
手数料について

募集代理店手数料として、PGF生命から募集代理店に対し、一時払保険料*1に下表の支払率を乗じた金額が支払われます。募集代理店手数料は、ご契約の手続きおよびご契約の維持・管理等の対価として支払われます。【お客さまにご負担いただく諸費用等】に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。

¥ 円建て*2

| 被保険者契約年齢範囲 | | 60歳～90歳 | | 支払率 | |
|------------|-------|---------|-------|-------|-------|
| 基準利率 | 支払率 | 基準利率 | 支払率 | | |
| 超 | 以下 | 超 | 以下 | | |
| - | 1.00% | 0.20% | 1.75% | 2.00% | 0.80% |
| 1.00% | 1.25% | 0.35% | 2.00% | 2.25% | 1.00% |
| 1.25% | 1.50% | 0.50% | 2.25% | 2.50% | 1.25% |
| 1.50% | 1.75% | 0.65% | 2.50% | - | 1.50% |

\$ 米ドル建て*3

| プラン | 被保険者 契約年齢範囲*4 | 初年度 | 次年度以降 | |
|---|------------------|-------|----------------|----------------|
| | | | 支払率 (1年あたり) | 支払期間*5 (最長) |
| シンプルプラン (積立金の 引出機能に関する 特則を付加しない) | 15歳～80歳 | 2.80% | 0.18% | 9年 |
| | 81歳～90歳 | 2.00% | 0.10% | 9年 |
| シンプルプラン (積立金の 引出機能に関する 特則を付加する) | 15歳～80歳 | 3.50% | 0.18% | 9年 |
| | 81歳～90歳 | 2.00% | 0.10% | 9年 |
| リレープラン | | | | |

*1 減額した場合、減額割合に応じて再計算された保険料となります。リレープランの場合、連生死亡保険金支払後は、連生死亡保険金の割合に応じて再計算した保険料となります。 *2 積立利率等の基準となる基準利率に応じて支払率が設定され、初年度のみ支払われます。基準利率については、PGF生命ホームページをご覧ください。 *3 PGF生命所定の為替レートにより円に換算した上で支払われます。 *4 リレープランの場合、第一被保険者または第二被保険者のいずれが高い年齢となります。 *5 解約等した場合、以降の代理店手数料は支払われません。

募集代理店(販売窓口です)

株式会社足利銀行

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25
TEL.028-622-0111(大代表)

引受保険会社(実際にご契約いただく会社です)「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
コール ジブロック
PGF生命コールセンター 通話料無料 0120-56-2269
受付時間/平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申し込みの際は、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当行は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

| | |
|---------------|--|
| 金融商品の名称・種類 | まごころつながる終身保険 2 (積立利率市場連動型一時払終身保険 (保障選択型) / 無配当) (米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険 (保障選択型) / 無配当) |
| 組成会社 (引受保険会社) | プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 (P G F 生命) |
| 販売委託元 | |
| 金融商品の目的・機能 | <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって死亡保障を確保できる終身保険です。 ・「シンプルプラン」と「リレープラン」から選択いただけます。 ・「リレープラン」の場合、被保険者お二人の死亡保障を準備することができます。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告知なしでお申し込みいただけます。 ・積立金額は積立利率に応じて増加します。 ・積立金の引出機能に関する特則の付加で、一時払保険料から増えた分を「積立金（特則）」として、解約控除・市場価格調整なしで受け取ることができます。 <p>■ シンプルプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が亡くなられた場合に死亡保険金をお支払いします。 ・責任開始期以後に発生した不慮の事故等で亡くなられた場合は、死亡保険金に加えて災害死亡保険金をお支払いします。 <p>■ リレープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとつのご契約で、第一被保険者と第二被保険者の2名の被保険者を指定することができます。 ・ご契約時に第一被保険者、第二被保険者それぞれの連生死亡保険金割合を5～90%（1%単位）の範囲内で設定することができます。 ※連生死亡保険金割合は連生死亡保険金の支払事由が生じる前までであれば変更することができます。 ・第一被保険者または第二被保険者のうち、いずれか一方が先に死亡された場合に連生死亡保険金をお支払いします。 ・連生死亡保険金の支払後に生存している被保険者が死亡された場合に最終死亡保険金をお支払いします。 ・責任開始期以後に発生した不慮の事故等により死亡された場合は、連生死亡保険金、最終死亡保険金に加えて連生災害死亡保険金、最終災害死亡保険金をお支払いします。 ※この資料では、「ご契約のしおり・約款」の「基本型」を「シンプルプラン」、「連生保障型」を「リレープラン」、積立金の引出機能に関する特則の「特則積立金」を「積立金（特則）」と読み替えて記載しています。 |

| | |
|---------------------|--|
| 商品組成に携わる事業者が想定する購入層 | <p>この商品は、円建ての場合は 60 歳から 90 歳、米ドル建ての場合は 15 歳から 90 歳の以下のご意向があるお客さまを念頭に組成しています。</p> <p>■両プラン共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとまった資金を長期にわたり運用しながら、終身にわたる死亡保障を準備したいお客さま <p>■リレープランのみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者お二人の死亡保障を準備したいお客さま <p>この商品は P G F 生命が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行います。為替変動リスク（米ドル建ての場合）、金利変動リスクがあるため、それらに伴う元本割れを許容できる方を想定しています（長期の保有を想定して組成している商品のため、契約日から解約日まで期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかったり、元本割れする可能性が高まったりするため十分ご留意ください。また、解約により保障も失われます）。あわせて、金利と債券評価額の関係や為替（米ドル建ての場合）につき理解でき、当面の生活資金を確保している方を想定しております。</p> |
| パッケージ化の有無 | <ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、「運用」機能と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 ・他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能をえられる可能性があります。 ・詳細については、必ず金融商品の契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレットやご契約のしおり等をご確認ください。 |
| クーリング・オフの有無 | <p>クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」についての同意確認日（意向確認書兼適合性確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。</p> |

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績（本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

| | |
|-----------------|--|
| 損失が生じるリスクの内容 | <p>【為替変動リスク】</p> <p>米ドル建ての場合、保険金、年金、解約返戻金は、為替相場の変動による影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替レートの変動がなかった場合でも、為替手数料の負担が生じます。 ・保険金等を円に換算した額が、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。 |
| | <p>【金利変動リスク】</p> <p>解約返戻金は、運用資産（債券等）の市場価格の変動による影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券は金利が上昇すると価格が減少します。解約返戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場価格調整を導入しています。 |
| | <p>【解約時の元本割れリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約返戻金は一時払保険料を下回ることがあります。 |
| 〔参考〕 米ドルの騰落率 | <p>【米ドル】 最大値30.4% 最小値▲17.3% 平均値2.5%</p> <p>※2016年1月～2025年12月までの10年間の各月末における1年間の騰落率</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---------|---------|---------|------|---------|---------|--|---------|--|--------|--|------------|--------|--------|--------|--------|----------|-----|-----|-----|-----|------|---------|---------|---------|---------|------------------|------|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|
| <p>〔参考〕 実質的な利回り</p> | <p>【定義】</p> <p>■ 積立金の引出機能に関する特則を付加しない場合</p> <p>・積立利率計算基準日（第1回）における積立金額（米ドル建て）を一時払保険料（米ドル建て）で除することで収益率を算出し、それを年複利計算により算出した利回りを実質的な利回りとします。「実質的な利回り＝積立利率」となります。</p> <p>■ 積立金の引出機能に関する特則を付加する場合</p> <p>・積立利率計算基準日（第1回）における積立金額（米ドル建て）と積立金（特則）（米ドル建て）の受取累計額の合計を一時払保険料（米ドル建て）で除することで収益率を算出し、それを年複利計算により算出した利回りを実質的な利回りとします。「実質的な利回り<積立利率」となります。</p> <p>【例：契約日が2025年12月16日から2025年12月31日の場合】 （円建ての場合）</p> <table border="1" data-bbox="456 656 1469 723"> <tr> <td></td> <td>シンプルプラン</td> <td>リレープラン</td> </tr> <tr> <td>積立利率</td> <td>年 1.92%</td> <td>年 1.92%</td> </tr> </table> <p>（米ドル建ての場合）</p> <table border="1" data-bbox="456 779 1469 983"> <tr> <td></td> <td colspan="2">シンプルプラン</td> <td colspan="2">リレープラン</td> </tr> <tr> <td>契約年齢*（満年齢）</td> <td>15～79歳</td> <td>80～90歳</td> <td>15～79歳</td> <td>80～90歳</td> </tr> <tr> <td>積立利率適用期間</td> <td>20年</td> <td>15年</td> <td>20年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>積立利率</td> <td>年 4.28%</td> <td>年 4.00%</td> <td>年 4.28%</td> <td>年 4.00%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実質的な利回り （年複利）</td> <td>特則なし</td> <td>年 4.28%</td> <td>年 4.00%</td> <td>年 4.28%</td> </tr> <tr> <td>特則あり</td> <td>年 3.14%</td> <td>年 3.18%</td> <td>年 3.14%</td> </tr> </table> <p>*リレープランの場合、第一被保険者または第二被保険者のいずれが高い年齢となります。連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。</p> <p>※上記利回りは、一定の条件に基づいた参考値のため、実際に適用される利回りは、個別の設計書をご確認ください。</p> <p>※本商品は、死亡保障を目的としており、収益獲得を目的とした商品および中途解約を前提とした商品ではありません。</p> | | シンプルプラン | リレープラン | 積立利率 | 年 1.92% | 年 1.92% | | シンプルプラン | | リレープラン | | 契約年齢*（満年齢） | 15～79歳 | 80～90歳 | 15～79歳 | 80～90歳 | 積立利率適用期間 | 20年 | 15年 | 20年 | 15年 | 積立利率 | 年 4.28% | 年 4.00% | 年 4.28% | 年 4.00% | 実質的な利回り （年複利） | 特則なし | 年 4.28% | 年 4.00% | 年 4.28% | 特則あり | 年 3.14% | 年 3.18% | 年 3.14% |
| | シンプルプラン | リレープラン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 積立利率 | 年 1.92% | 年 1.92% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | シンプルプラン | | リレープラン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約年齢*（満年齢） | 15～79歳 | 80～90歳 | 15～79歳 | 80～90歳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 積立利率適用期間 | 20年 | 15年 | 20年 | 15年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 積立利率 | 年 4.28% | 年 4.00% | 年 4.28% | 年 4.00% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な利回り （年複利） | 特則なし | 年 4.28% | 年 4.00% | 年 4.28% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特則あり | 年 3.14% | 年 3.18% | 年 3.14% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>〔参考〕 解約返戻金推移（率）</p> | <p>個別の設計書をご確認ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「為替リスクについて」「市場金利変動リスクについて」に記載しています。

- （質問例）④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑦ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑨ 実質的な利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

| <p>購入時に支払う費用 (販売手数料など)</p> | <p>この商品には契約初期費用はありませんが、保険期間中、ご負担いただく費用があります。</p> <p>【積立利率を設定する際にかかる費用】 (円建ての場合)</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|----|----|---|-------|--|--------|----|----|---|------|--|
| <p>継続的に支払う費用 (信託報酬など)</p> | <table border="1" data-bbox="485 349 1453 584"> <thead> <tr> <th>保険関係費用</th> <th>費用</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用^{*1}</td> <td>0.43%</td> <td>積立利率を設定する際に、P G F 生命が定めた利率から左記費用を差し引きます (P G F 生命が定める利率は、所定の期間における指標金利の平均値に、最大 0.7% を増減させた範囲内となります)。</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を加えたものとなります。</p> <p>(米ドル建ての場合)</p> <p>■ 契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢^{*2}が 91 歳未満の場合</p> <table border="1" data-bbox="485 786 1453 1021"> <thead> <tr> <th>保険関係費用</th> <th>費用</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用^{*3}</td> <td>1.3%</td> <td>積立利率を設定する際に、P G F 生命が定めた利率から左記費用を差し引きます (P G F 生命が定める利率は、所定の期間における指標金利の平均値に、最大 1.5% を増減させた範囲内となります)。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※積立利率は米国債の利回りの平均値に 2.0%を加え、災害死亡保障費率、新契約費率、維持費率を差し引いた利率が上限となります。また、積立利率の下限は 0.01%となります。</p> <p>■ 積立利率計算基準日における被保険者の年齢^{*2}が 91 歳以上の場合 積立利率に会社所定の利率を適用するため、積立利率の設定のたびに費用が変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。</p> <p>* 2 リレープランの場合、第一被保険者または第二被保険者のいずれが高い年齢となります。 連生死亡保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。</p> <p>* 3 災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を加えたものとなります。</p> <p>【年金、および介護年金受取期間中にご負担いただく費用】 年金開始日（介護年金の場合は第 1 回介護年金支払日）以後、受取年金額に対して 1.0%（2026 年 4 月現在）を年金支払日に積立金額より控除します。</p> | 保険関係費用 | 費用 | 概要 | 災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用 ^{*1} | 0.43% | 積立利率を設定する際に、P G F 生命が定めた利率から左記費用を差し引きます (P G F 生命が定める利率は、所定の期間における指標金利の平均値に、最大 0.7% を増減させた範囲内となります)。 | 保険関係費用 | 費用 | 概要 | 災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用 ^{*3} | 1.3% | 積立利率を設定する際に、P G F 生命が定めた利率から左記費用を差し引きます (P G F 生命が定める利率は、所定の期間における指標金利の平均値に、最大 1.5% を増減させた範囲内となります)。 |
| 保険関係費用 | 費用 | 概要 | | | | | | | | | | | |
| 災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用 ^{*1} | 0.43% | 積立利率を設定する際に、P G F 生命が定めた利率から左記費用を差し引きます (P G F 生命が定める利率は、所定の期間における指標金利の平均値に、最大 0.7% を増減させた範囲内となります)。 | | | | | | | | | | | |
| 保険関係費用 | 費用 | 概要 | | | | | | | | | | | |
| 災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用 ^{*3} | 1.3% | 積立利率を設定する際に、P G F 生命が定めた利率から左記費用を差し引きます (P G F 生命が定める利率は、所定の期間における指標金利の平均値に、最大 1.5% を増減させた範囲内となります)。 | | | | | | | | | | | |
| <p>運用成果に応じた費用 (成功報酬など)</p> | <p>ありません。</p> | | | | | | | | | | | | |

| 解約をした場合の費用 (解約控除など) | <p>・解約控除率とはご契約を解約・減額する場合などに控除する費用です。 契約日から10年未満に解約（減額）する場合、解約（減額）する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。</p> <p>(円建ての場合)</p> <table border="1"> <tr> <th>経過年数</th> <th>～1年未満</th> <th>1年以上 2年未満</th> <th>2年以上 3年未満</th> <th>3年以上 4年未満</th> <th>4年以上 5年未満</th> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>2.5%</td> <td>2.25%</td> <td>2.0%</td> <td>1.75%</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <th>経過年数</th> <th>5年以上 6年未満</th> <th>6年以上 7年未満</th> <th>7年以上 8年未満</th> <th>8年以上 9年未満</th> <th>9年以上 10年未満</th> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>1.25%</td> <td>1.0%</td> <td>0.75%</td> <td>0.5%</td> <td>0.25%</td> </tr> </table> <p>(米ドル建ての場合)</p> <table border="1"> <tr> <th>経過年数</th> <th>～1年未満</th> <th>1年以上 2年未満</th> <th>2年以上 3年未満</th> <th>3年以上 4年未満</th> <th>4年以上 5年未満</th> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>7.0%</td> <td>6.3%</td> <td>5.6%</td> <td>4.9%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <th>経過年数</th> <th>5年以上 6年未満</th> <th>6年以上 7年未満</th> <th>7年以上 8年未満</th> <th>8年以上 9年未満</th> <th>9年以上 10年未満</th> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>3.5%</td> <td>2.8%</td> <td>2.1%</td> <td>1.4%</td> <td>0.7%</td> </tr> </table> <p>※市場金利の変動があった場合、解約控除とは別に、解約返戻金額が減少することがあります（中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額が減少することがあります）。</p> | | | | | | 経過年数 | ～1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | 解約控除率 | 2.5% | 2.25% | 2.0% | 1.75% | 1.5% | 経過年数 | 5年以上 6年未満 | 6年以上 7年未満 | 7年以上 8年未満 | 8年以上 9年未満 | 9年以上 10年未満 | 解約控除率 | 1.25% | 1.0% | 0.75% | 0.5% | 0.25% | 経過年数 | ～1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | 解約控除率 | 7.0% | 6.3% | 5.6% | 4.9% | 4.2% | 経過年数 | 5年以上 6年未満 | 6年以上 7年未満 | 7年以上 8年未満 | 8年以上 9年未満 | 9年以上 10年未満 | 解約控除率 | 3.5% | 2.8% | 2.1% | 1.4% | 0.7% |
|---|--|-------------------------------------|---|---------------------------------|---------------|---------------|------|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------------------|---------|--------|--------------------------------------|------------------------|---|-----------------------------------|------------------------|--------------------------|------------------------|---------------|-------|---------------------------|-----------------------|--------------------------------|------|---------------------------------------|------------------------|----------|--------------|-------------------------------------|---------------------------------|--------------|-------|------|------|------|------|------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------|------|------|------|------|------|
| | 経過年数 | ～1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 解約控除率 | 2.5% | 2.25% | 2.0% | 1.75% | 1.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経過年数 | 5年以上 6年未満 | 6年以上 7年未満 | 7年以上 8年未満 | 8年以上 9年未満 | 9年以上 10年未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 解約控除率 | 1.25% | 1.0% | 0.75% | 0.5% | 0.25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経過年数 | ～1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解約控除率 | 7.0% | 6.3% | 5.6% | 4.9% | 4.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経過年数 | 5年以上 6年未満 | 6年以上 7年未満 | 7年以上 8年未満 | 8年以上 9年未満 | 9年以上 10年未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解約控除率 | 3.5% | 2.8% | 2.1% | 1.4% | 0.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通貨の換算に関する費用 (米ドル建ての場合) | <p>・円をドルに換算するとき、1ドルあたり50銭の費用が発生します。 ・ドルを円に換算するとき、1ドルあたり1銭の費用が発生します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特約を付加した場合の費用 (米ドル建ての場合) | <p>特約を付加した場合の通貨に関する費用は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約名称</th> <th>為替レート^{*1}</th> <th colspan="2">適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円換算払込特約</td> <td>TTM+50銭</td> <td>一時払保険料の円換算額</td> <td>PGF生命受領日 (着金日)^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">円換算支払特約</td> <td rowspan="4">TTM-1銭</td> <td>【シンプルプラン】 死亡保険金・災害死亡保険金・ 解約返戻金</td> <td rowspan="2">書類到着日の前日^{*3}</td> </tr> <tr> <td>【リレープラン】 連生死亡保険金・連生災害 死亡保険金・最終死亡保険金・ 最終災害死亡保険金・ 解約返戻金</td> </tr> <tr> <td>年金（年金の原資を米ドルとし、 年金支払時に円換算する場合）</td> <td>年金支払日の前日^{*3}</td> </tr> <tr> <td>年金（年金の原資を一括で 円換算する場合）</td> <td>年金開始日の前日^{*3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>積立金の引出機能に関する 特約を付加した場合</td> <td>積立金(特約) (毎年受け取る場合)</td> <td>年単位の契約応当日 の前日^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積み立てた積立金 (特約) (任意のタイミングで受け取る場合)</td> <td>書類到着日の前日^{*3}</td> </tr> <tr> <td>介護年金移行特約</td> <td>TTM-1銭</td> <td>解約返戻金 (一括で円換算し、年金の原資 は円となります)</td> <td>第1回介護年金 支払日の前日^{*3}</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 特約名称 | 為替レート ^{*1} | 適用日 | | 円換算払込特約 | TTM+50銭 | 一時払保険料の円換算額 | PGF生命受領日 (着金日) ^{*2} | 円換算支払特約 | TTM-1銭 | 【シンプルプラン】 死亡保険金・災害死亡保険金・ 解約返戻金 | 書類到着日の前日 ^{*3} | 【リレープラン】 連生死亡保険金・連生災害 死亡保険金・最終死亡保険金・ 最終災害死亡保険金・ 解約返戻金 | 年金（年金の原資を米ドルとし、 年金支払時に円換算する場合） | 年金支払日の前日 ^{*3} | 年金（年金の原資を一括で 円換算する場合） | 年金開始日の前日 ^{*3} | | | 積立金の引出機能に関する 特約を付加した場合 | 積立金(特約) (毎年受け取る場合) | 年単位の契約応当日 の前日 ^{*3} | | 積み立てた積立金 (特約) (任意のタイミングで受け取る場合) | 書類到着日の前日 ^{*3} | 介護年金移行特約 | TTM-1銭 | 解約返戻金 (一括で円換算し、年金の原資 は円となります) | 第1回介護年金 支払日の前日 ^{*3} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特約名称 | 為替レート ^{*1} | 適用日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 円換算払込特約 | TTM+50銭 | 一時払保険料の円換算額 | PGF生命受領日 (着金日) ^{*2} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 円換算支払特約 | TTM-1銭 | 【シンプルプラン】 死亡保険金・災害死亡保険金・ 解約返戻金 | 書類到着日の前日 ^{*3} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【リレープラン】 連生死亡保険金・連生災害 死亡保険金・最終死亡保険金・ 最終災害死亡保険金・ 解約返戻金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 年金（年金の原資を米ドルとし、 年金支払時に円換算する場合） | 年金支払日の前日 ^{*3} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金（年金の原資を一括で 円換算する場合） | | | 年金開始日の前日 ^{*3} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 積立金の引出機能に関する 特約を付加した場合 | 積立金(特約) (毎年受け取る場合) | 年単位の契約応当日 の前日 ^{*3} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 積み立てた積立金 (特約) (任意のタイミングで受け取る場合) | 書類到着日の前日 ^{*3} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護年金移行特約 | TTM-1銭 | 解約返戻金 (一括で円換算し、年金の原資 は円となります) | 第1回介護年金 支払日の前日 ^{*3} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>*1 P G F生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値（TTM）として用います。</p> <p>*2 P G F生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直後のその銀行の営業日を換算基準日とします。</p> <p>*3 P G F生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約にかかる費用について」に記載しています。

(質問例) ⑩ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件 (本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります)

- ・解約はいつでも可能です。
- ・解約する場合、解約控除や、市場金利の変動の影響により、解約返戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- ・また、米ドル建てで解約返戻金を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料 (円換算額) を下回ることがあります。
- ・積立金の引出機能に関する特則を付加した場合、積立利率適用期間満了時であればこの特則のみ解約できます。また、この特則を解約した場合の解約控除・市場価格調整の適用はありません。

※詳細は「契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼パンフレット」の「ご契約の解約と解約返戻金」に記載しています。

(質問例) ⑫ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約返戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、この商品の組成会社である P G F 生命から、募集および契約の維持・管理に対する対価として、以下の手数料をいただきます。

(円建ての場合)

契約時手数料：一時払保険料に対して、0.20～1.50%

(米ドル建ての場合)

■ シンプルプラン

【積立金の引出機能に関する特則を付加しない】

契約時手数料：一時払保険料に対して、2.80%または 2.00%

継続手数料：一時払保険料に対して、年率 0.18%または 0.10% (最長 9 年間)

【積立金の引出機能に関する特則を付加する】

契約時手数料：一時払保険料に対して、3.50%または 2.00%

継続手数料：一時払保険料に対して、年率 0.18%または 0.10% (最長 9 年間)

■ リレープラン

契約時手数料：一時払保険料に対して、3.50%または 2.00%

継続手数料：一時払保険料に対して、年率 0.18%または 0.10% (最長 9 年間)

当行は、この商品の組成会社等との間で、株式保有等の資本的関係や、出向等の人的関係等の特別な関係性を有していません。

当行の営業職員に対する業績評価上、この生命保険の販売が、他の同様の機能や保障等の特徴を有する生命保険の販売より高く評価されることはありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対処方針については、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」をご参照ください。

(URL) <https://www.mebuki-fg.co.jp/company/fd/>

(質問例) ⑬ あなたの会社が高得手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCoの対象が否かもご確認ください）

■両プラン共通

【一時払保険料】

一般の生命保険料控除の対象となります。

【解約返戻金】

解約返戻金額と一時払保険料等の差額が、所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

■シンプルプラン

【死亡保険金】

契約者、被保険者、死亡保険金受取人の関係により、相続税、または贈与税、または所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

■リレープラン

【連生死亡保険金】

契約者、第一被保険者・第二被保険者、連生死亡保険金受取人の関係により、相続税、または贈与税、または所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

【最終死亡保険金】

相続税の対象となります。

※契約者の死亡により後継契約者が保険契約の権利を承継されたときは、解約返戻金相当額に対して、相続税が課税されます。

■積立金の引出機能に関する特則を付加し、積立金（特則）を毎年受け取る場合

【積立金（特則）】

積立金（特則）額から必要経費を差し引いた金額が、所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

■積立金の引出機能に関する特則を付加し、積立金（特則）を積み立てる場合

【積立金（特則）】

積み立てた積立金（特則）の全部または一部を受け取る場合、受け取った積立金（特則）額から必要経費を差し引いた金額が、所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

※NISA、iDeCoの対象とはなりません。

※上記内容は2025年11月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「税務のお取り扱いについて」に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

P G F 生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」

| シンプルプラン | リレープラン |
|---|---|
| https://www.pgf-life.co.jp/st/products/jswl/general2/pdf/21.pdf | https://www.pgf-life.co.jp/st/products/jswl/general2/pdf/02.pdf |
|  |  |

※販売中商品の最新版を掲載しています。

契約締結にあたっての注意事項等や金融商品の内容等をまとめた「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」を交付いたします。